

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度第2回新座市地域密着型サービス運営委員会
開 催 日 時	令和5年2月14日(火) 午前・ 午後 2時30時から 午前・ 午後 3時20分まで
開 催 場 所	新座市商工会館2階 第2会議室
出 席 委 員	山口由美委員長、石野幸利委員、稲垣一久委員、並木重和委員 計4名
事 務 局 職 員	介護保険課副課長兼事業計画係長 栗山晃代、介護保険課事業計画係主任 山根日和、主事 田島大智 計3名
会 議 内 容	議題 (1) 地域密着型サービス事業者の指定・更新及び廃止の状況について (2) 地域密着型サービス事業者の公募について (3) その他
会 議 資 料	資料1…市内地域密着型サービス事業所の指定及び運営状況等(非公開) 資料1別紙…地域密着型サービス整備状況マップ 資料2…令和4年度新座市地域密着型サービス事業者の候補者の選定について 資料3…「(仮称)看護小規模多機能型居宅介護事業所 あい」の新規指定予定について
公開・非公開の別	1 公開 2 一部公開 3 <u>非公開</u> (傍聴者 0人)
そ の 他 の 事 項	会議結果については、非公開の部分を除き、公開とします。

審議の内容（審議経過、結論等）

1 開会

委員長あいさつ

2 議題〔◎委員長発言 ○委員発言 ●事務局発言〕

(1) 地域密着型サービス事業者の指定・更新及び廃止の状況について
(事務局から資料1、資料1別紙に基づき説明)

○ 資料1の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用率について、利用率が100%を越えている事業所があるのは何故か。

● 資料1では、月当たりの利用率を示しているため、1月の間に退去者と入所者が同時にいた場合にその月の利用者の総数が増えるためであり、定員を越えているわけではない。

◎ 今回の利用率を見ると、地域密着型通所介護の事業所の利用率に差があるように思うが、コロナ等なにか理由があるものか。新規の事業所の利用率が低いままだが、運営に問題はないか。

● 新規の事業所は8月に新規指定された事業所であり、資料は10月時点の情報を基にしているため、利用者がまだ増えていない状況等があるかもしれない。市でも新規事業所の状況を注視し、半年に1回の運営推進会議等で確認していく。

利用率に差があることに関しては、同じ通所介護であってもサービスの内容にはそれぞれ特色があり、機能訓練に力を入れている事業所とそうでない事業所の違い等によって、利用者の増減に差が出ていることも考えられる。

コロナ対策で人数減らすなどの対応をしている事業所もあるので、新規の事業所と同様に、運営推進会議等で状況を聞きながら、市でできることを検討していきたい。

◎ 事業所の職員の不足等はないか。

● 通所介護で人手不足の情報は聞かないが、施設系の介護事業所ではそういった声もある。

地域密着型サービスではなく、施設系事業所では人手が足りないので、居室を空けられないといったこともあると伺っている。ただ、地域密着型のような小規模な施設では人手が足りないといった話はあまり聞かない。

○ 地域密着型通所介護の事業所が1か所廃止すると聞いたが、市では把握しているか。

● 市では正式な届け出を受けていないが、廃止することを伺っている。事前に市に相談があり、利用者の方を他の事業所に引き継ぐなどの対応のお願いを市からさせていただいている。

○ 廃止する理由は何か。

● 利用者が増えなかったこと、利用者の確保ができなかったと聞いている。

○ 利用者の利用状況について、通所介護等では利用者が飽和状態になっており、受け入れが難しい時期があった。コロナ禍になってからは利用控えなどで利用者が減ったものの、現在はその状況も落ち着いてきており、利用者が戻ってきている。総合事業では特にその傾向があり、地域密着型通所介護でも今後増えてくると思われる。そうした状況がある一方で利用者

審議の内容（審議経過、結論等）

が順調に増えず、伸び悩んでいる事業所もあるかと思う。機能訓練が中心の運動系で順調に2単位実施している事業所など、利用者の生活リズムに合わせながらできるところもあるが、従来型でレクリエーション中心の事業所などでは今後工夫が必要になってくるかもしれない。

施設系の事業所では、職員として外国籍の方の募集や派遣会社に依頼して人材の確保をしても、職員が長続きせず短期間で入れ替わってしまうなどの課題があるようだ。

(2) 地域密着型サービス事業者の公募について

(事務局から資料2に基づき説明)

- ◎ 何かご意見はあるか。
- 看護小規模多機能型居宅介護とはどのような事業所になるのか。
- 通所介護のように事業所に通って機能訓練等を受けたい方、自宅にいて訪問介護のようにヘルパーの方に来てもらいたい方、ヘルパーの方だけではなく、看護師の方に来てほしい方、家族のレスパイトなどで利用者の状況によって泊りのサービスを受けたい方などに同じ事業所の中で一体的にサービスを受けられる事業所である。

認知症の方は場所が変わるだけで混乱や拒否をされたり、場合によってはかえって状態が悪くなってしまうことがある。一つの事業所で顔なじみのスタッフのサービスが受けられると安心して利用できるメリットもある。
- ◎ 現在市内にもある小規模多機能型居宅介護に看護が加わったものが看護小規模多機能型居宅介護である。
- サービスの形態としては優れたものだが、運営は大変かと思う。
- 看護師の方などの確保が難しいと思われる。全国的な運営状況を見ると、運営が順調に軌道に乗るまでに時間がかかるようである。今回選定された事業者は社会医療法人社団堀ノ内病院であり、看護師の方は介護のことに関しても慣れている方が比較的多いと思われる。

介護保険のサービスも訪問介護や訪問看護、居宅介護支援事業所などもされており、ノウハウ等もあると思うが、新しいサービスであるので市でも支援していきたい。
- 運営が難しいことについて、利用者が多く入っていれば、業務の間に空きが生じず、連続的にサービスの提供ができるが、利用者が少なければ、サービスの合間に空きが生じてしまい、その分人件費などがかかり、収入が見込めないなど、運営が軌道に乗るまでの難しさがありそうだ。運営がうまく軌道に乗ることを期待している。
- 先ほどの質問にもあったが、看護小規模多機能型居宅介護という名称を聞いただけではどんなサービスなのかが分からないので、事業所としてどのように周知していくのかということも重要ではないか。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護でも同様のことが課題である。ケアマネージャーはサービスの名前を聞いたことがあっても、どのような利用者の方にサービスを位置付ければよいのか、という疑問もあるかと思われる。そのため、集団指導時に定期巡回の事業所に来ていただき、サービス内容や事業所の紹介をしていただく機会を設けている。看護小規模多機能

審議の内容（審議経過、結論等）

型居宅介護にあっても事業所としてアピールできるようにそうした機会を検討したい。

- 介護保険は難しい名称が多い。正式な名称として仕方がないのは理解するが、市町村で愛称のような創意工夫等できないか。
- 事業所によっては、例えば機能訓練などのリハビリに力を入れている通所介護が、事業所名に「リハビリ」を含んでいたり、特色のある名称の事業所が存在する。今回の事業所は仮のものとして名称の届け出を受けているが、市から名称に対して、指導や指定をすることは難しい。
- 代表者は小島徹氏か。
- そのとおり堀ノ内病院の理事長の方である。
- 建物は新規の事業所か。
- そのとおりである。事業所が開設されていないため訪れることができないが、病院の前の道路から新たに建設された建物を見ることができる。既存の訪問看護みどりが建物の中に入ることになる予定である。
- 今回の看護小規模多機能型居宅介護は既存の訪問看護と連携するのか、それとも1事業所にて一体的に運営されるものか。
- 看護小規模多機能型居宅介護は訪問看護と別の事業所として新設される。職員に関しては兼務等があるかもしれない。他市の例では看護小規模多機能型居宅介護は訪問看護に併設する形で開設し、運営を軌道に乗せることが多いようである。

- (3) その他について
今回はその他について特になかった。

3 閉会